

独立行政法人科学技術振興機構法案の概要

1 . 法人の名称

独立行政法人科学技術振興機構

(参考) 解散する特殊法人等の名称 科学技術振興事業団

2 . 法人の目的

新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

3 . 業務の範囲

(1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。

(2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。

(3) 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。

(5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

(6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。

イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務

(7) 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）

(8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

4 . 役員の名称・数

理事長、理事 4 人、監事 2 人

5 . 法人設立予定時期

平成 15 年 10 月 1 日